

## 青森市指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について

### 1 制定理由

社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律（平成19年法律第125号）による社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）の一部改正に伴い、所要の改正をするため制定するもの

### 2 改正内容

条例において引用している「社会福祉士及び介護福祉士法」に准介護福祉士に係る規定が加わることに伴い、条項を整理するもの

区分	改正後	改正前
社会福祉士及び介護福祉士法	附則第10条第1項	附則第3条第1項
	附則第27条第1項	附則第20条第1項

### 3 施行期日

令和4年4月1日